

経過報告

「資産運用委員会」で、一般財団法人に移行した場合、資産運用がどのような影響を受けるのかについて検証を行い、「退職共済制度に係る予定利率」を3%から2%に変更することが答申され、平成23年11月1日開催の理事会・評議員会で承認されました。

この予定利率の変更を受け、「退職共済制度検討委員会」では、予定利率を2%に変更した場合の退職給付金制度について、「掛金」と「給付」がどうあるべきかを検討しました。

第一退職給付金制度（全会員が加入している退職金制度）については、2%の予定利率で現行給付を維持することを前提に検討を行った結果、積立不足を解消するために負担いただいた掛け金が不要となる反面、退職給付金制度を維持するための掛け金は上昇するため、改正後の掛け金は基準給与額の28/1000とすることとしました。なお、事業主と個人の負担割合については、昨今、人材確保がより難しくなっていること考えると個人負担を軽減すべきという意見が多数を占める一方、社会保障費の抑制、法定福利費の増加等、法人運営が非常に厳しい状況であることを考えると法人負担を軽減すべきとの意見もあることから、負担割合の最終決定を理事会・評議員会に委ねることとし、前記①のとおり決まりました。

また、第二退職給付金制度（希望施設のみ加入、掛け金全額事業主負担）についても、予定利率の引き下げによる影響を受けますので、「給付を維持して掛け金を上昇」、「掛け金を維持して給付を見直す」という2案について協議を行いました。

給付を維持して掛け金を上昇させる場合、現状より1割以上の負担増を事業主に求めることや、現在の第二退職給付金制度が予定利率3%を基準にした月利と給付率で運営されているため、予定利率見直しなれば、それに合わせた給付に改めることが適切という意見により、現行0.2%の月利を0.16%に引き下げ、また、プレミアム乗率を5年以上一律1.025倍にするという結論になりました。

第二退職給付金制度にかかる事務費については、加入者が当初見込みの2倍程度のペースで増えていることから、現行の月額95円を50円に引き下げることが適切との結論になりました。

一方、福利厚生事業運営委員会では「貸付事業のあり方」について、「現行の貸付事業を維持する」、「新規貸付を停止し金融機関等との提携先（職域ローン）に切り替える」、「貸付事業を単純廃止する」という3つのケースについて検討を行いました。

その結果、現行制度の利用者が減少傾向にあることや、一般財団法人に移行すると貸金業法の適用を受け、総量規制（借入総額が年収の1/3まで）がかかること、貸金業者の登録をすること、個人信用情報を提供・照会すること等、人的・物的要件整備に多くの費用がかかることより、委員会としては「新規貸付を停止し金融機関等との提携先（職域ローン）に切り替える」との結論になりました。

なお、各委員会の答申書は、共済会ホームページに掲載しておりますので、ご覧下さい。

平成23年度 第3四半期退職給付金積立金運用報告

平成24年1月28（土）第41回資産運用委員会が開催され、平成23年12月末日（平成23年度第3四半期）の本会退職給付金積立金の運用報告が行われました。

第3四半期は、欧州の「イタリア国債」の格下げ等、欧州の金融財政不安が引き続き、景気が後退するのではという懸念から、運用環境は依然厳しいものでした。

本会につきましては、この四半期については、0.39%とプラスの收益率となりましたが、資産配分において株式の比率が低かったため、超過収益は、ベンチマークより-0.21%劣後致しました。

平成23年4月から12までの收益率は、2.65%のマイナス運用となりましたが、ベンチマークより1.52%高い超過収益となっています。

委員会では、前期同様、実績資産配分においては、内外株退職給付金積立金

資産区分 基 準	平成23年12月末日現在 (単位：百万)					
	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	その他	計
簿 価	5,610	14,306	2,443	1,574	56	23,989
時 価	3,775	14,731	2,152	1,386	56	22,100
評価損益（簿価-時価）	△ 1,835	425	△ 291	△ 188	0	△ 1,889
収益率	△ 14.48%	3.50%	△ 15.91%	△ 4.76%	△ 2.63%	△ 2.65%
ベンチマーク収益率	△ 15.15%	2.58%	△ 15.92%	△ 4.09%	△ 0.08%	△ 4.17%
超過収益	0.67%	0.93%	0.01%	△ 0.66%	△ 2.71%	1.52%
時価による配分比	17.1%	66.7%	9.7%	6.3%	0.3%	100.0%

(* 収益率…平成23年4月から平成23年12月まで)

(* ベンチマーク収益率…市場の標準値)

(* 評価損益…購入価格、取得価額に利益を加算した額)

(* 時価…一定の期日をもって売却したと仮定した場合の売却価格)

(* 評価損益…含み損益のことであり、一定の期日をもって売却したと仮定した場合の簿価額との差)

法人・事務局ニュース

◎共済会の制度改正に伴う説明会ならびに 退職共済制度にかかる会計実務研修会について

日 時 平成24年3月28日(水)
午前の部:午前10時～
午後の部:午後1時30分～
(内容は同じです)
場 所 大阪府社会福祉会館 5階 501号室
内 容 ①平成24年4月実施の制度改正について
②共済会の会計処理について
※詳細は別途お送りするご案内でご確認下さい。



◎諸届の提出期限について

毎年3月～5月の時期は、加入者・退職者・施設の新設等の届出書類が集中いたします。
そのため円滑な事務処理が行えるよう平成24年3月15日～5月31までの期間に提出される書類については、原則として郵送していただきますようお願いいたします。
《窓口で書類を提出される場合は受け取りのみとして、お送りする書類(施設控・領収書等)は後日、各施設・団体あてに返送させていただきます》などご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
また民間共済会と福祉医療機構の各届出書類については、各施設・個人分をまとめて共済会まで提出してください。
なお、つぎの届出書類の提出・手続きにつきましては必ず期日までにお願いいたします。

- ① 共済会 基準給与算定基礎届 (平成24年4月10日まで)
② 福祉医療機構 掛け金納付対象職員届 (平成24年4月30日までに福祉医療機構に直送)
※電子届出システムをご利用の場合は別途福祉医療機構から送付される要綱をご覧下さい。

注)平成23年4月1日から平成24年3月31までの間に届出の必要があるので未提出となっているものについては、平成24年3月31までにご提出下さい。

◎新たな社会福祉法人会計基準に移行される場合について

新たな社会福祉法人会計基準(以下、新会計基準)の制定にともない、平成24年4月より新会計基準に移行する法人・事業所については、共済会の掛け金等にかかる会計処理時の科目が一部変わります。については、同封の資料をご覧いただき、科目変更をお願いいたします。

◎奈良健康ランド・奈良プラザホテルとの提携終了について

本会の宿泊提携施設、奈良健康ランド・奈良プラザホテルにつきまして、先方の事情により平成24年3月31日をもって、提携契約を解除するとの通知がありました。
つきましては、4月1日以降、割引を受けられなくなりますのでご注意下さい。

お知らせ

★全国退職共済制度★

平成24年度掛け金見込額 44,700円の予定

平成24年度の福祉医療機構退職共済掛け金額は、1人当たり44,700円の予定です。
詳しくは、各契約法人あて福祉医療機構から掛け金納付対象職員届等が送付されます。



★今後の事業日程★

事 業 名	開 催 日	開 催 场 所
第44回 施設職員ソフトボール大会	平成24年5月17日(木)・18日(金)	舞洲スポーツアイランド

※2012年プロ野球観戦招待の申込は、2月末で締め切らせていただきました。